主 文本件抗告を棄却する。 理 由

一、 抗告人の抗告の趣旨及び理由は別紙のとおりである。

その要旨は、抗告人の競売申立は二重競売の禁止に触れないというにある。 二、長野地方裁判所昭和三八年(ヌ)第二号不動産強制競売事件の記録によれ ば、債権者Aの強制競売申立に基づき同地方裁判所は昭和三八年二月一三日に債務 者B所有の別紙目録記載の家屋につき競売開始決定をなし同月十四日其旨の登記の あつたこと、同年九月一三日の競売期日に債権者Aは代理人Cをして最高価競買の 申出を為さしめ、同月一八日競落許可決定を受けたこと、並に右競落許可決定は即 時抗告の申立なくして同年九月二五日の経過と共に確定したことが認められる。そ して本件記録によれば、抗告人が債務者Bに対する準消費貸借公正証書を債務名義 として同一家屋について同一裁判所に対し強制競売の申立をしたのは昭和三八年一 〇月二八日である。

附与されないものと解すべきである。 以上の通りであるから、原審が第二の強制競売の申立は民訴法六四六条の規定との対比上、競落期日の終りに至るまでに為すことを要すとしたのは誤りであるけれども、既に認定の通り抗告人の強制競売の申立は第一の競売手続における競落許可決定の確定後に為されたことは明らかであるから、右申立を第一の執行記録に添付し得ないと謂うべきである。従つてこれを却下した原決定は結局相当であり、本件抗告は理由がない。

よつて主文のとおり決定する。

(裁判長判事 鈴木忠一 判事 谷口茂栄 判事 加藤隆司) 目録

長野県a字bc番地のd 家屋番号 大字ae番_

一、木造瓦葺二階建居宅 一棟 建坪一五坪七合五勺 二階一〇坪